

○栃木市資源物回収活動団体報償金交付要綱

平成22年3月29日

告示第87号

改正 平成23年9月28日告示第285号

平成26年3月5日告示第100号

平成31年2月15日告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、資源物回収活動を実施した団体に対し報償金を交付することにより、一般廃棄物の再生利用を促進し、その減量を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源物 一般廃棄物のうち資源として再生利用できる新聞、雑誌、段ボール、紙パック、酒瓶、ビール瓶、スチール缶及びアルミ缶をいう。
- (2) 団体 市内の自治会、子ども会育成会、学校の児童会、老人会その他これらに類する団体及び営利を目的としない市民の団体で、構成員の規模がおおむね10人以上のものをいう。

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、団体が回収した資源物の重量1キログラムにつき2円を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、一の会計年度において交付する報償金の限度額は、1団体当たり10万円とする。

(平26告示100・全改、平31告示35・一部改正)

(団体の届出)

第4条 報償金の交付を受けようとする団体は、毎年度第1回目の資源物回収活動の実施前までに資源物回収活動団体登録届出書（別記様式第1号）に資源物回収活動実施計画書（別記様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(団体の変更の届出)

第5条 団体は、前条の届出の内容に変更が生じたときは、速やかに資源物回収活動団体登録変更届出書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実施報告書の提出)

第6条 団体は、資源物回収活動を実施し、回収した資源物を売却したときは、速やかに資源物回収活動実施報告書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

(報償金の交付)

第7条 市長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、報償金を交付するものとする。

2 報償金は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最後の月の翌月に当該四半期分を交付する。

(報償金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により報償金の交付を受けた団体があるときは、その団体から当該報償金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大平町資源物回収活動団体報償金交付要綱（平成20年大平町告示第12号）、藤岡町資源ごみ回収報償金交付要綱（平成4年藤岡町訓令第2号）又は都賀町資源ごみ回収報償金交付要綱（平成18年都賀町訓令第10号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の規定にかかわらず、平成22年3月29日から平成22年3月31日までの間に行われた資源物回収活動に係る報償金については、なお合併前の要綱の例による。

(西方町の編入に伴う経過措置)

4 平成23年度に行われた編入前の西方町の区域における資源ごみ回収に係る報償金については、なお編入前の西方町資源ごみ回収報償金交付要綱（平成9年西方町訓令第1号）の例による。

(平23告示285・追加)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

5 岩舟町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の岩舟町資源物集団回収報奨金交付要綱（平成7年岩舟町要綱第2号。以下「編入前の要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(平26告示100・追加)

6 編入日前に行われた編入前の岩舟町の区域における資源物回収に係る報奨金については、なお編入前の要綱の例による。

(平26告示100・追加)

附 則（平成23年告示第285号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第100号）

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木市資源物回収活動団体報償金交付要綱第3条の規定は、平成26年4月5日以降に行われる資源物回収活動に係る報償金について適用し、同日前に行われた資源物回収活動に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年告示第35号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木市資源物回収活動団体報償金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以降に行われる資源物回収活動に係る報償金について適用し、同日前に行われた資源物回収活動に係る報償金については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第4条関係)

資源物回収活動団体登録届出書

年 月 日

(あて先)栃木市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号



資源物回収活動団体の登録をしたいので、栃木市資源物回収活動団体報償金交付要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 実施団体の構成人数 _____人

2 資源物回収対象世帯数 _____世帯

3 報償金の振込指定口座

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店
預金の種類	普 通	当 座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

※次の欄は、記入しないでください。

事務処理欄			
登録コード		年度登録番号	

別記様式第2号(第4条関係)

資源物回収活動実施計画書

年 月 日

(あて先)栃木市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号



栃木市資源物回収活動団体報償金交付要綱第4条の規定により、次のとおり提出します。

年度資源物回収活動実施計画

回 数	期 日	回 数	期 日
第1回目	年 月 日	第7回目	年 月 日
第2回目	年 月 日	第8回目	年 月 日
第3回目	年 月 日	第9回目	年 月 日
第4回目	年 月 日	第10回目	年 月 日
第5回目	年 月 日	第11回目	年 月 日
第6回目	年 月 日	第12回目	年 月 日

別記様式第3号(第5条関係)

資源物回収活動団体登録変更届出書

年 月 日

(あて先)栃木市長

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号



次のとおり資源物回収活動団体の登録内容を変更したので、栃木市資源物回収活動団体報償金交付要綱第5条の規定により、届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更年月日		

別記様式第4号(第6条関係)

資源物回収活動実施報告書

年 月 日

(あて先)栃木市長

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号



年 月 日に資源物回収活動を実施したので、栃木市資源物回収活動団体
報償金交付要綱第6条の規定により、報告します。

資源物回収業者による証明

				年	月	日
資源物回収業者		名 称		①		
		住 所				
		代表者氏名				
品 名		数 量	単 価	金 額		
紙 類	新 聞	kg	円	円		
	雑 誌	kg	円	円		
	段ボール	kg	円	円		
	紙パック	kg	円	円		
	小 計	kg		円		
瓶 類	酒 瓶	本	円	円		
	ビール瓶	本	円	円		
	小 計	本		円		
缶 類	スチール缶	kg	円	円		
	アルミ缶	kg	円	円		
	小 計	kg		円		
合 計		kg		円		
		本		円		

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

別記様式第 4 号 (第 6 条関係)